

経済安全保障の更なる推進に向けて

令和 7 年 11 月 7 日

政府による経済安全保障の推進

- 新たな「**国家安全保障戦略**」（2022年12月）を策定するとともに、「**自律性の向上**」「**優位性・不可欠性の確保**」「**国際秩序の維持・強化**」という方向性の下、**国家及び国民の安全を経済面から確保**すべく、様々な施策を策定・実施。
- 「**重要土地等調査法**」（2021年6月）や、「**経済安全保障推進法**」（2022年5月）、「**重要経済安保情報保護活用法**」（2024年5月）等、新たな制度の創設も含め、**経済安全保障の推進に政府一体で取り組んできた**。

自律性の向上

リスク点検

基幹産業の複雑化したリスクへの対応と脆弱性を点検・把握

重要土地等調査法

重要施設周辺等における土地等利用状況調査及び利用規制の実施等

経済安全保障推進法(令和4年成立)

基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供を確保

※「サイバー対処能力強化法」（2025年5月）において、基幹インフラ事業者等がサイバー攻撃を受けた際の官民連携等を強化

サプライチェーン

重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化

特許出願非公開

出願人の権利を確保しつつ、安全保障上機微な発明の特許出願の公表・流出防止

優位性・不可欠性の確保

技術情報管理

国際輸出管理レジームに基づく厳格な輸出管理のほか、外為法上における「みなし輸出」対象の明確化や、官民対話スキームによる技術管理の徹底

投資審査

外為法上の投資審査・事後モニタリングについて執行体制を強化。事前届出免除制度等の見直しを実施

重要技術流出防止

研究の不正流出や技術流出リスク等に向けた取組の強化（留学生等の受入審査含む）

官民技術協力(K Program)

官民が連携し、技術情報を共有・活用することにより、先端的な重要技術の育成を支援

国際秩序の維持・強化

国際社会との連携

同盟国・同志国（グローバル・サウスを含む）との経済安全保障上の課題への対処

国際機関

WTOやOECD等を通じた非市場的政策・慣行等への対処

ルールメイキング

AI・量子などの戦略分野での国際ルール・標準の維持・強化・構築

Run Faster戦略

AI・量子等先端領域における優位性の特定と強化

経済インテリジェンス

情報収集・分析・集約・共有等の充実・強化

セキュリティ・クリアランス制度

重要経済安保情報の適切な管理
(重要経済安保情報保護活用法【令和7年施行】)

体制整備

関係府省庁の体制強化

経済安全保障推進法成立後の国際情勢等に対する現状認識

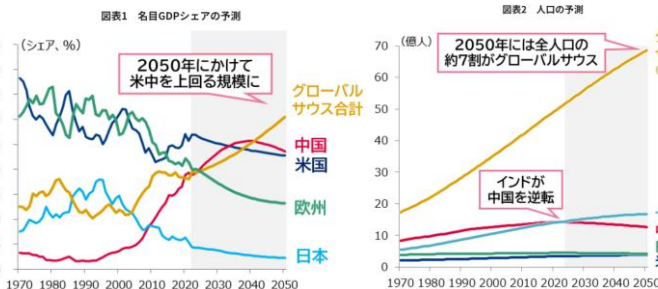
- ウクライナ侵略やガザ情勢を始めとする地政学リスクの高まり、経済的措置を通じた脅威の増大、国際社会や世界経済におけるグローバル・サウス諸国のプレゼンスの拡大等、経済安全保障推進法成立後の国際情勢は大きく変化している。
- このような国際情勢に加え、経済安全保障に直結するA I・量子等の先端技術における技術開発競争が一層激化するなど、経済安全保障をめぐる課題が複雑化する中で、専門知識を集結し、政策決定に活用するとともに、官民連携を強化する必要性が高まっている。
- これらに加え、安全保障環境やデータを取り扱う環境の変化を踏まえ、我が国のデータの安全性を確保する必要性が高まっている。

中国による主な輸出管理措置 (2025年10月24日時点)

グローバル・サウス諸国の台頭

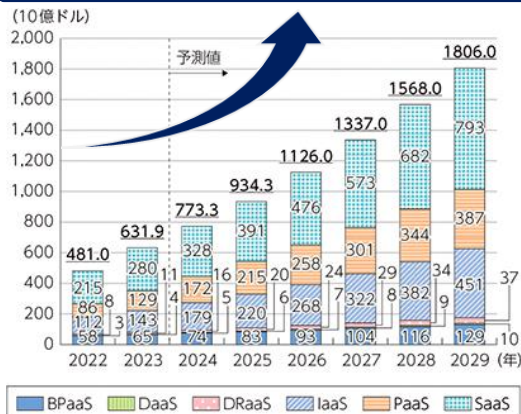
A I・量子等の技術開発競争の激化

年	主な動き
2020年12月	中国輸出管理法の施行
2023年8月	輸出管理措置開始 (ガリウム・ゲルマニウム)
同12月	輸出管理措置開始(黒鉛)
2024年9月	輸出管理措置開始 (アンチモン・超硬材料・ドローン等)
同12月	対米輸出管理措置強化 (ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン等)
2025年2月	輸出管理措置開始 (タングステン・テルル等)
同4月	輸出管理措置開始 (サマリウム・ガドリニウム等 レアアース7鉱種)
同10月	輸出管理措置発表 (ホルミウム等レアアース5種及びレアアース 関連技術、レアアース再輸出規制等)



(出典) 三菱総合研究所「ウクライナ危機で存在感増す「グローバル・サウス」①」

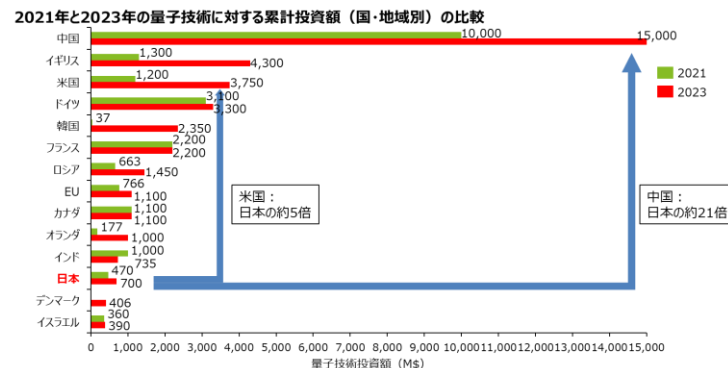
クラウドサービス市場規模(売上高)の推移及び予測



(出典) 総務省「令和7年版 情報通信白書 (Statista Market Insights (2025年3月14日取得データ))」を基に作成

生成A Iの利活用状況の変化	
2023年	2024年
● 個人の生成A Iサービス利用経験 中国(56.3%) 米国(46.3%) ドイツ(34.6%) 日本(9.1%)	● 個人の生成A Iサービス利用経験 中国(81.2%) 米国(68.8%) ドイツ(59.2%) 日本(26.7%)
● 企業における業務での生成A I利用率 米国(84.7%) 中国(84.4%) ドイツ(72.7%) 日本(46.8%)	● 企業における業務での生成A I利用率 米国(90.6%) 中国(95.8%) ドイツ(90.3%) 日本(55.2%)
A Iへの民間投資額の変化	
2023年	2024年
1位 : 米国(約672億ドル) 2位 : 中国(約78億ドル) 3位 : 英国(約38億ドル) 9位 : 韓国(約14億ドル) 12位 : 日本(約7億ドル) 13位 : アラブ首長国連邦(約4億ドル)	1位 : 米国(約1091億ドル) 2位 : 中国(約93億ドル) 3位 : 英国(約45億ドル) 8位 : アラブ首長国連邦(約18億ドル) 11位 : 韓国(約13億ドル) 14位 : 日本(約9億ドル)

(出典) 人工知能戦略本部(第1回)資料2-1「人工知能基本計画の骨子(たたき台)の概要について」



<https://www.qureca.com/quantum-initiatives-worldwide/> などを参考に作成

(出典) 経済産業省「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化 アクションプラン再改訂にむけて」

経済安全保障に係る今後の検討の方向性

- 国際情勢の急速な変化や先端技術の開発競争の激化等を踏まえ、**外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力**を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用**し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。
 - 経済安全保障推進法上のサプライチェーンの強靱化措置や基幹インフラ制度を運用する中で明らかとなった、**自律性の向上や優位性・不可欠性の確保の更なる強化**に向け、**現行制度の見直し・拡充**を行う。
 - 経済安全保障上の新たな課題に的確に対応するための**スキームを新設**するとともに、**更なる課題を把握し、実効的かつスピード感を持って対応**することを可能とするために**必要な枠組みを構築**する。

自律性の向上や優位性・不可欠性の確保のための 現行制度の見直し・拡充

- ✓ 重要な物資の供給に不可欠な役務への支援
- ✓ 基幹インフラ制度への医療分野の追加

等



新たなスキームの創設・実効的かつスピード感ある 対応を可能とする枠組み構築

- ✓ 経済安全保障上重要な海外事業の展開の支援
- ✓ 総合的なシンクタンク機能の構築及び官民連携のプラットフォームの機能を構築
- ✓ データセキュリティの確保

等



○経済安全保障推進法（令和四年法律第四十三号） 附則 （検討）

第四条 政府は、**この法律の施行後三年を目途**として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとする。

○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025 ※令和7年6月13日閣議決定

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、同盟国・同志国等との連携、地方を含む産官学民との協働・理解の醸成を進めながら、国家安全保障局を司令塔とする政府全体の推進体制を強化し、経済安全保障を確保する。

産業が抱えるリスクについて点検し、経済インテリジェンス能力や総合的なシンクタンク機能を含む対応の強化や重要インフラの強靱化に取り組む。

経済安全保障推進法附則に基づき、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、**同法の見直しについて、早急に検討する**。国際的な通信、海底ケーブル、海運等のサービスに不可欠な物資やそれらに付随する不可欠な役務の確保に対応するほか、我が国の戦略的自律性を確実なものとするため、重要物資の安定供給確保の実効性を高める方策を検討する。併せて、人材不足を乗り越えるためのデジタル化、ロボット化、データ連携推進のための方策を検討する。重要技術領域リストを定め、先端重要技術の育成や国際協力を加速する。基幹インフラ制度への社会保険診療報酬支払基金及び医療機関の追加、重要なデータ保有者や保存・処理先に対する規律の確保、A I・デジタル基盤の強化、港湾・修繕ドックを始めとする同盟国・同志国及びグローバル・サウスとの経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開の支援について、それぞれ検討を行う。（後略）